

☑ 児童手当 手続き確認フロー

一番下の児童が高校生年代の方、所得制限で手当を受給していない方は【いいえ】に進んでください。

はい →
いいえ - - - - ->

スタート

現在、湯河原町から児童手当(特例給付※)を受給している
※ 所得制限限度額を超える場合、月額一律5,000円が児童手当として支給されています。

はい

いいえ

高校生年代(H18.4.2生~H21.4.1生)の児童がいる

(保護者が2人以上<例:父と母>で児童を養育している場合)
所得の高い方の職業が公務員である

はい

いいえ

はい

いいえ

高校生年代(H18.4.2生~H21.4.1生)の児童が、子の人数カウント児童として登録されている
※ 高校生年代の児童が、中学生のときに湯河原町から児童手当を受給していた場合は、子の人数カウント児童として登録されている可能性が高いです。
※ 子の人数カウント児童については町ウェブサイトをご確認ください。

F
勤務先に問い合わせてください。

いいえ

はい

大学生年代(H14.4.2生~H18.4.1生)の子がいて、その子を含めて3人以上きょうだいがいる

所得の高い方の住民登録地が湯河原町である

いいえ

はい

はい

いいえ

E
手続き不要です。

G
所得の高い方の住民登録地に問い合わせてください。

大学生年代(H14.4.2生~H18.4.1生)の子がいて、その子を含めて3人以上きょうだいがいる

大学生年代(H14.4.2生~H18.4.1生)の子がいて、その子を含めて3人以上きょうだいがいる

いいえ

はい

はい

いいえ

A
「(2)額改定請求書」を提出してください。

B
「(2)額改定請求書」と「(3)監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

C
「(1)認定請求書」と「(3)監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

D
「(1)認定請求書」を提出してください。